



人と自然が育む美しい村

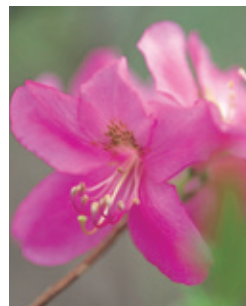


村の木：シラカバ

AKAIGAWA

あかがわ

広 報



村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



赤井川中学校避難訓練／2021年5月10日

- 02 特集 新型コロナウイルス感染症対策
- 05 健康支援センターだより 歯と口の健康週間・おたふくかぜワクチン（任意接種）について ほか
- 06 トピックス 地域貢献活動への感謝状贈呈・区会長会議が開催されました ほか
- 07 スポーツニュース 各種大会の結果
- 08 むらの事件簿 余市警察署だより 夏山の遭難防止・二輪車もスピードダウンで事故防止 ほか
- 09 お知らせ伝言板 農業委員会だより・令和3年度農作物作付面積調査について ほか
- 18 赤井川村写真館・編集後記

2021

6

No.
703

新型コロナウイルスワクチン接種が始まっています

既に、区会回覧等により新型コロナウイルスワクチン接種についてはお知らせしておりますが、5月17日から北後志地域におけるワクチン接種が始まっています。

5月6日からの第1回目となる65歳以上の方々を対象としたワクチン接種予約については、北後志新型コロナワクチンコールセンターへの電話が繋がりにくい状況もありましたが、5月17日からの第2回目となる予約受付については、コールセンターの電話回線数も増加し、電話とインターネットによりスムーズな受付体制となるよう改善が図られているところです。

●赤井川村のワクチン接種の状況

接種期間が5月17日から5月29日までの第1回目のワクチン接種予約では、ワクチン接種券をお送りした65歳以上の方々372人のうち、87人の予約が行われ、赤井川診療所をはじめとする北後志地域のかかりつけ医により接種が始まっています。

ワクチン接種を希望されない方もおりますが、現在の予定では、7月末には65歳以上で接種を希望する皆さんに対するワクチン接種は、ほぼ終了する見込みとなっております。

●65歳未満の皆さんへのワクチン

16歳から65歳未満の方々へのワクチン接種のご案内については、現時点では未定です。詳細が分かり次第、広報あかいがわや村のホームページ等にてご案内いたします。

●新型コロナワクチン詐欺にご注意ください！

道内では、ワクチン接種に関連して個人情報を読み出そうとする不審電話が確認されています。ワクチン接種に関して、お金を要求されたり、個人情報を聞き出されるようなことがあった場合は、詐欺を疑い、ひとりで判断せず、役場や警察にご相談ください。

●今後の予約またはキャンセルについて

◇web（インターネット）での予約 ※インターネットでの予約枠を増加しました。
赤井川村のホームページにあるバナー または QRコードから予約してください。



【予約受付サイト】

<https://jump.mrso.jp/kitashiribeshi/>

◇北後志新型コロナワクチンコールセンターの予約

Tel 0120-113520（通話料無料）

受付時間：午前9時～午後5時 ※土日祝日も実施しています。



村では赤井川診療所において、5月17日（月）から65歳以上の高齢者を対象とした新型コロナウイルスワクチンの予防接種が始まりました。

診療所ではワクチン接種対応を行っているため、当面の間、通常の診察は午前中のみ、午後からはワクチン接種のみ対応となっております。通院されている皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

今後も村の施策や感染症対策、ワクチン予防接種などの情報は、広報あかいがわをはじめ、防災無線による放送、村のホームページにてお知らせします。

〈新型コロナウイルス感染症に対する対策〉

①PCR簡易検査キット購入事業

新型コロナウイルスPCR簡易検査キット（唾液採取用検査キット）を購入し、村職員や介護事業所職員に感染の不安がある場合に検査を実施し、感染拡大の予防に努め、役場や介護事業所の機能維持や施設利用者等の安心に寄与します。

○対象：公務（出張による帰路者等）、介護事業所職員

○担当：総務課総務係、介護保険課介護保険係

②公共施設感染症対策備品等購入事業

不特定多数の村内外の方が利用または来場する施設の感染防止対策として、入館時の体温自動検温及び自動消毒器等による感染防止策を講じます。

○設置箇所：道の駅あかいがわ、保養センター、デイサービスセンター、みやこ公園休憩所、赤井川へき地保育所 他 計12施設

③地域介護力創出支援事業

コロナ禍により全国的に介護職等の離職が続く中、地域介護力の確保を進めるため、介護職員初任者研修の受講に対して助成を行います。

○助成上限額：80,000円

○対象者：赤井川村の住民で、介護職員初任者研修を終了した方（国等から同種の補助金等の交付を受けていない方）

○担当：介護保険課介護保険係

④事業継続持続化支援事業

『道特別支援』制度の要件を一部拡充し、本村独自のきめ細やかな支援制度を創設します。

○給付額：法人 100,000円／個人事業主 50,000円

○申請期間：令和3年9月30日（木）まで

○申請方法：①郵送（簡易書留、レターパックなど郵便の追跡が可能な方法に限ります）、
②役場窓口（産業課産業係）

○要件1：①時短対象飲食店等と取引がある事業者または、②外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者であること。

○要件2：2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が対前年同月比25%以上の減少であったこと。

○担当：産業課産業係

⑤トレーニング器具購入事業

コロナ禍であるからこそ健康維持や増進に努め、気軽に屋内で運動できるよう体育館へトレーニング器具を導入します。また、新型コロナウイルス感染症にかかりにくい免疫力を保持することにより、感染予防に寄与します。

○設置場所：赤井川村体育館トレーニングルーム

○担当：教育委員会

⑥感染予防継続持続化支援給付金事業

各家庭にて実施している感染予防策に対する支援を目的とし、支援給付金を支給します。

○対象者：基準日（令和3年5月1日現在）において赤井川村の住民基本台帳に記録されている方。

○支給：住民1人あたり 一律 10,000円 世帯ごとに口座へ振り込みます。

○申請期間：5月17日（月）～8月31日（火）まで

※申請書は5月17日より発送しております。

○申請方法：①郵送、②役場窓口（役場総務課住民係）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り郵送による申請にご協力ください。

※詳細は、すでに各家庭にお配りしている申請書もしくは村のホームページをご覧ください。

○担当：総務課住民係

後志管内の皆様へのお願い

全国で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、道内でも、感染しやすいとされる変異株による感染が増え、医療提供体制も厳しい状況が続くなど、予断ができない状況です。

また、人の移動や会食する機会が増える時期ですので、皆様方におかれましては、感染の再拡大を防止するためにも、感染を防ぐ行動の徹底をお願いします。

協力要請のポイント

- 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象都府県との不要不急の往来を控えてください。
- 札幌市との不要不急の往来を控えてください。
- 移動の場面では、感染防止行動の実践や、大人数での会食が避けられない場合は旅行を控える、あるいは旅行の延期をご検討ください。
- 行楽の場面では、混雑する場所を避け、バーベキューなどの宴会は控えてください。
- 飲食の場面では、4人まで、短時間、深酒せず、大声出さず、会話はマスクをしてください。

「北海道スタイル」の取組を実践しましょう



いまは、
きよりとって



手を洗おう



咳エチケット



換気をしよう



3つの「密」を
さけよう



テイクアウトや
デリバリーも



オンラインを
上手に使おう



北海道後志総合振興局
小樽市長
後志町村会長

【問い合わせ先】

北海道後志総合振興局地域創生部地域政策課

TEL 0136-23-1341

感染状況はHPで公表していますので、そちらをご覧ください

▶ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/hasseijoukyou.htm>



健康支援センターだより

新緑がまぶしい季節となりました。日によっては早めの熱中症対策が必要になるかもしれません。気温や場所を考慮した「マスク」の使用で、引き続き新型コロナウイルスの感染予防をお願いいたします。

歯と口の健康週間

令和3年6月4日～10日
までは歯と口の健康週間です。今年の標語は「一生を共に歩む自分の歯」です。歯と口は道民が健康に生きていく力を支えるものであり、歯科疾患の予防や歯と口の健康を保持する取り組みを進める必要があることから「生きる力を支える歯科口腔保健の推進」を重点目標としています。
1年以上コロナ禍で歯科受診を控えていらっしゃる方も多いと思います。日頃からお口の健康を保つよう心がけてください。

おたふくかぜワクチン（任意接種）について

武田薬品工業株式会社で製造されているおたふくかぜワクチンが、一時的に出荷止めを行った影響で、流通量が減少しています。接種を希望される方は、早めに医療機関へご相談ください。なお、このワクチンは第一三共においても製造されています。

「ひよこの会」年間計画

ひよこの会は、2歳未満の乳幼児とそのご家族、または妊婦の方を対象にした子育て支援の場として開催しています。ちょっとした息抜きにもなりますので是非ご利用ください。

実施日	内容	講師
4月15日（木）	年間計画作成（実施済）	保健師
5月20日（木）	（ヨガ）中止	外部講師
6月17日（木）	ヨガ	外部講師
7月15日（木）	保育所見学	保育士
8月19日（木）	手形アート	外部講師
9月16日（木）	ベビーマッサージ	外部講師
10月27日（水）	調理実習	栄養士
11月18日（木）	歯の講話	歯科衛生士
12月16日（木）	講話	外部講師
1月19日（水）	ブックスタート	外部講師
2月17日（木）	小児救急	消防職員
3月17日（木）	調整中	調整中

※講師の都合や新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、変更や中止になることもあります。
※内容によっては事前予約をお願いすることもあります。ご了承ください。
詳細は毎月郵送しています「ひよこの会だより」をご参照ください。

献血への協力 ありがとうございました

令和3年4月16日（金）に移動採血車「ひまわり」が来村し献血を実施しました。

結果

○赤井川村役場駐車場

400ml 25名

○キロロリゾート（トリビュート）

400ml 4名

○キロロリゾート（マウンテンセンター）

400ml 3名

※3会場とも中止は0名でした。

今年度の移動採血車での献血は32名の方にご協力をいただきました。

血液は採血後21日間しか有効期限がありません。道内でも新型コロナウイルス感染症の影響で全ての血液型で不足状態が続いています。今年度、村内で実施する献血は今回だけです。近隣町村でも実施することがありますので、移動採血車を見かけた際には、皆様のご協力をお願いします。

トピックス



地域貢献活動への感謝状贈呈

2021.4.19 赤井川村役場

村道除雪業務を受託されている「八洲・木村・中山・助っ人特定業務共同企業体」の皆さんによる地域貢献活動として、2月から3月にかけて、各区会において維持、管理をされている村内6か所の集会施設の除雪作業を通じて地域住民の冬期の暮らしの負担軽減につながる活動をしていただいたことに対し、村長より感謝状を贈呈しました。また、企業体の皆さんは、冬期の除雪パトロール業務を通して、単身高齢者世帯の見守り活動も実践していただいております。

区会長会議が開催されました

2021.4.21 赤井川村役場

令和3年第2回目の区会長会議が4月21日（水）に役場会議室で開催されました。

今回の会議では、新型コロナウイルスワクチン接種について意見が寄せられました。区会長会議に提出された議題は次のとおりです。

【総務課】

- ・役場の事務執行体制について
- ・地区別行政懇談会について
- ・令和3年度予算関係について
- ・令和3年度区会交付金について
- ・北海道新幹線工事の進捗状況について
- ・赤井川村地域公共バス等の運行状況について
- ・しりべし空き家バンクについて
- ・衆議院議員総選挙について

【保健福祉課】

- ・令和3年度住民健診について
- ・狂犬病予防注射について
- ・スズメバチの駆除について
- ・カルデラ温泉無料入館用「福祉入館券」について
- ・区会内における保健推進員の位置づけについて
- ・ゴミステーションの管理について
- ・余市川流域クリーンアップ（周辺清掃）について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種について

【介護保険課】

- ・赤井川村デイサービスセンター体験訪問の受け入れについて
- ・赤井川村公共施設に関する情報の公開について

【産業課】

- ・令和3年度農業振興対策事業について
- ・鳥獣被害防止対策事業について
- ・高病原性鳥インフルエンザについて
- ・林野火災予防消防対策について
- ・みやこ公園パークゴルフ場の利用について

【建設課】

- ・道路愛護運動の協力依頼について
- ・花いっぱい運動について
- ・令和3年度 建設課所管の主要工事実施予定について
- ・水道事故発生に対する対応について

【教育委員会】

- ・地域とともにある学校づくりの推進について
- ・新たな時代に対応した教育の推進について
- ・コロナ禍での教育活動について



みやこ公園パークゴルフ場オープン

2021.4.29 みやこ公園パークゴルフ場

4月29日(木)に、みやこ公園パークゴルフ場がオープンしました。
また、同日赤井川村パークゴルフ協会会員の皆さまがオープン前の朝早い時間にも関わらず、コースのゴミ拾いを行ってくれました。
雪解けにより発生したゴミや枝を拾い、コース内はとても綺麗になりました。

ぜひ、綺麗になったパークゴルフ場へ足をお運びください。



郵便局創業150年記念切手の寄贈

2021.5.13 赤井川村役場

郵便創業150年の記念として制作した明治期に海外の博覧会に出展した2名の作者の「郵便取り扱い図」と「郵便現業絵巻」から、代表的な絵柄10枚を抽出した記念切手と郵便150年の歩みという冊子を、北海道郵便局長会北後志地区を代表して赤井川郵便局長より手渡されました。郵便事業創成期の絵巻が題材の品なので当時の様子が伺えます。

大切に村長室に置かせていただきます。ありがとうございました。



成績
▽1位 栗谷 絆
1年男子シングルス

ところ 5月1日
共和町生涯学習センター体育館

校卓球大会
第36回会長杯争奪後志中学

各種大会の結果

スポーツ
ニュース

栗山町立北海道介護福祉学校学生募集

福祉のまち「くりやま」にある介護福祉士養成校(2年制専門学校)「栗山町立北海道介護福祉学校」で介護福祉士のプロを目指しませんか?

見て、聞いて、体験 一
日体験入学(オープンキャンパス)を開催します。
介護現場で即戦力として必要とされる人材を育む充実したカリキュラムです。
公立ならではの低学費です。(2年間最大175万円、返済免除となる修学資金などのサポートあり)

■日時
6月26日(土)
午前10時〜午後1時30分
以降、7月24日(土)、
8月28日(土)、9月25
日(土)、10月30日(土)
を予定

■内容
介護実技体験・模擬授業
・地元食材を使用したランチ
・保護者同伴可・ランチ
付・交通費一部助成)

■申込
電話・学校ホームページ

■お問い合わせ
〒069-1150 8
夕張郡栗山町字湯地60番地

栗山町立北海道介護福祉学校
TEL 0123-72-6060
○ホームページ
<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/site/kaigofukushi/>



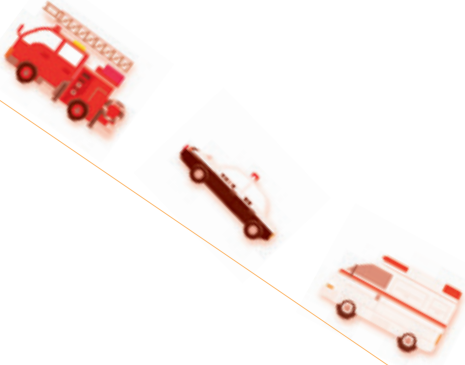
6月1日は「電波の日」です

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。
総務省北海道総合通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。
電波に関する困りごとやご相談は、左記までお問い合わせください。

■お問い合わせ

総務省北海道総合通信局
TEL 011-737-0099
※電話受付時間は午前8時30分〜正午、午後1時〜午後5時(土・日・祝日を除く)

の ら む 簿 件 事



余市警察署だより



夏山の遭難防止

体力や 技術の過信 事故のもと

■無理のない計画と登山計画書の提出

登山技術、体力等に応じた山を選び、無理のない計画を立て、登山計画書を家族等に渡し、最寄りの警察署等にも提出しましょう。

■複数人による登山

事故の遭遇時に対応できるように、経験豊富なリーダー等と一緒に登山しましょう。

■万全の装備と余裕ある食料等の準備

急激な天候の変化にも対応できるように十分な装備と停滞時に備えた食料や燃料等を準備しましょう。

■通信機器の所持

万一の遭難に備え、携帯電話等を必ず持ちましょう。

■気象情報の確認

必ず天気予報を確認し、天候の悪化が予想される場合は、登山を中止、登山途中で天候が悪化した場合は、すぐに引き返すなど安全な登山に努めましょう。

二輪車もスピードダウンで事故防止

■バイクのウィークポイント

○車体が小さく見え、車から見落とされやすく、発見が遅れ衝突されるケースが多い。

○バランスを取るのが難しく、速度の出し過ぎや不用意なブレーキで転倒しやすい。

■ライダーのみなさん

○速度の出し過ぎは命取り。交差点では対向からの右折車に注意。

○カーブ手前は十分に減速。

○体力を考えたツーリング。

○経験の浅い人に合わせた運行計画。

○事前に待ち合わせ場所を決め、仲間と離れても焦らず無理に追いつこうとしない。

○他の車から見えるように昼間もライトを点灯。

■ドライバールのみなさん

○一時停止標識や信号は遵守。

○交差点での安全確認を徹底。

○バイクを見逃さないよう注意。

避難訓練を実施しました

5月6日(木)に都小学校、5月10日(月)に赤井川中学校で避難訓練を実施しました。

いざれも、理科室から出火したことを想定して行い、屋外へ安全に避難すること

を目的に実施しました。児童・生徒達は、真剣に取り組みスムーズに避難できていました。

避難後に、都小学校では訓練用水消火器を使用した模擬消火訓練を体験しました。



赤井川中学校では訓練用水消火器を使用した模擬消火訓練と水槽付ポンプにて放水訓練を体験しました。

運転免許更新時講習

新型コロナウイルス感染症対策のため、受講制限を行っていますので受講を希望される方は、事前に予約を行ってください。

■優良運転者講習(30分)

6月9日(水) 午後3時30分

6月25日(金) 午後3時30分

■一般運転者講習(1時間)

6月17日(木) 午後1時

■違反運転者講習(2時間)

6月9日(水) 午後1時

6月25日(金) 午後1時

■初回講習(2時間)

6月17日(木) 午後2時30分

※会場は全て余市町中央公民館です。

※該当する講習をご確認の上、警察署等で更新手続き後、受講願います。

※「優良運転者」は過去5年間違反なし、「一般運転者」は過去5年間で軽微な違反が1回のみ、「初回講習」は運転免許を取得して5年未満、それ以外は「違反運転者等」講習を受講することとなります。

お知らせ 伝言板

農業委員会だよ

農業委員会総会 第11回

◆開催月日／4月27日

◆議案件

◆農業委員会の活動の点検・評価及び活動計画について

◆農用地利用集積計画の決定について

◆賃借権の設定 2件

◆新規就農研修生へのフォローアップについて

お知らせ

◆農地（田・畑など）について、左記のいずれかに該当する場合、手続きが必要となりますので農業委員会までお知らせ願います。

◆農地を転用するとき

農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地などの農地以外に使用することを行います。

農地を転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。転用の計画がありましたら必ず事前にご相談ください。許可を受けないで転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した時には、厳しい

罰則が定められており、場合によっては現状回復を含めた是正指導が行われます。また、農地以外であつても農業振興地域に該当する土地であれば別途届出が必要になりますので、産業課農政係までお問い合わせください。

なお、農地の利用や保全に必要な施設（農道・農用倉庫等）を200平方メートル未満の農地を利用して転用する場合は、許可申請ではなく、届出になります。

◆農地を売買、贈与するとき
農地を農地のままで売買等する場合は、農地法第3条に基づいて申請し、農業委員会の許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するものですから、農地を取得した方は、自ら農作業に常時従事しなければなりません。

◆相続で農地を取得したとき
相続により農地を取得した場合、農地法の許可は不要ですが、すみやかに農業委員会へ届ける必要があります。（農地法第3条の3第1項）

◆農地情報の提供のお願い
皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた

方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談ください。

◆受付件数売渡希望 7件
買受希望 2件
（令和3年5月14日現在）

令和3年度農作物作付面積調査について

◆例年、農業者の皆さまにご協力をいただき実施している農作物作付面積調査ですが、平成25年度より効率良く調査データを収集するため、村と農協との合同による調査を実施しております。対象者を分担し、重複した調査を避けることで少しでも農業者の皆さまの負担を軽減できると考えております。

調査対象者には村より6月上旬頃に調査票を送

付します。付いた方は必要事項を記載の上、**6月30日（水）**までに赤井川給油所または役場産業課農政係へ持参もしくはFAX（役場番号・34-6644）による提出をお願いいたします。また、ご自分で記載が難しい場合には、後日統計調査員又は担当職員が伺い、記載のお手伝いをした上で回収いたします。

調査が円滑に実施できるよう、農業者の皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

■お問い合わせ

役場総務課住民係・産業課農政係

TEL 34-6211
FAX 34-6644



年金だより

国民年金の保険料を納めるのが困難な場合：

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより、納付することができない方が、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除制度」があります。

■免除となる所得のめやす

◇全額免除 ↓（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円

◇4分の1納付（4分の3免除）
↓78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

◇半額納付 ↓118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

◇4分の3納付（4分の1免除）
↓158万円＋扶養親族等控除額

※申請人ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
※令和3年1月～令和3年6月分の申請については、前々年（令和元年）の所得で審査を行います。

■継続審査をご存じですか？

国民年金の保険料免除手続きは1年間（7月～翌年の6月）を単位として、毎年行うのが原則ですが、申請書下部の継続申請確認欄に○を記入すると、全額免除、及び納付猶予の2つの区分に限り、改めて申請をすることなく、審査を自動で済ませることが出来ます。

◇所得の審査を行う為、申告等を済ませていることが条件です。

◇災害、失業、配偶者の暴力等によって、保険料の納付が著しく困難であると認められたことによる特例の全額免除、及び4分の1・半額・4分の3免除では、継続申請はできませんので、ご注意ください。

※詳しくは、小樽年金事務所（TEL 0134-6515003）までお問い合わせください。

年金受給者 死亡時の手続き

年金

を受けられている方（年金受給者）が亡くな

れた場合は、亡くなられた時から14日以内に親族の方などから「年金受給権者死亡届」を提出していただくことになります。提出が遅れると亡くなった後も年金が引き続き支払われ、遺族の方よりお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。

また年金受給者が受け取り残した年金がある場合、年金受給者と生計を同じくしていた遺族（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）の方が「未支給年金」として請求いただくことでお受け取りいただけます。

なお、未支給年金は年金受給者が亡くなった月分まで受け取ることが出来ます。「未支給年金・保険給付請求書」を年金受給権者死亡届と一緒にすみやかに総務課住民係で手続きしてください。

道路愛護運動

毎年、道路愛護啓蒙運動の一環として取り組んでいる「道路愛護運動」が、各区会のご協力のもと、行われています。

この運動は、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路を利用している皆様に改めて道路とふれ合い、道路の役割及び重要性を再認識していただき、美しく、安全に利用する気運を高めることを目的として実施されています。

今年度も早めの5月に、旭丘・一都・二都区会の皆様（合計70名参加）に道路清掃を実施して頂き、道路もきれいになりました。

旭丘・一都・二都区会の皆様、道路愛護運動へのご協力、誠にありがとうございます。

8月の運動については広報7月号にてお知らせしますので、ご協力方よろしくお願いたします。

狩猟免許試験の実施について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定に基づき、令和3年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

■免許の種類

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許

■開催日時

- ① 令和3年7月4日（日）
 - ② 令和3年12月5日（日）
 - ③ 令和4年2月6日（日）
- 開催時間は全て午前9時からです。

■会場

虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎

■受付期間

- ① 令和3年5月18日（火）
～令和3年6月18日（金）
- ② 令和3年10月19日（火）
～令和3年11月19日（金）
- ③ 令和3年12月21日（火）
～令和4年1月21日（金）

受検希望者は、右記期限までに後志総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係へ狩猟免許更新申請書ほか関係書類を提出してください。

※また、受付期間内でも定数に達し次第受付を締め切りますので申請書を郵送される前に電話でご確認ください。

送される前に電話でご確認ください。

■お問い合わせ

後志総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係
〒044-8588
倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-23-1354

狩猟免許更新適性検査及び講習の実施について

北海道内に住所を有する方で、令和3年9月14日までに狩猟免許の有効期間が満了する方は、今年度、免許更新に係る手続きが必要となります。

■免許の種類

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許

■開催日時

- ① 令和3年6月24日（木）
午後1時～ 余市町
- ② 令和3年6月27日（日）
午前10時～ 倶知安町

■会場

- ① 余市郡余市町大川町4丁目143 余市町中央公民館
- ② 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎

■受付期間

- ① 令和3年5月17日（月）
～令和3年6月17日（木）
- ② 令和3年5月18日（火）

（令和3年6月18日（金））
受検希望者は、上記期限までに後志総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係へ狩猟免許更新申請書ほか関係書類を提出してください。

■お問い合わせ

後志総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係
〒044-8588
倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-23-1354

放送大学学生募集

放送大学では2021年度10月入学生の入学生を募集しています。

■出願期間

- 第1回募集
6月10日～8月31日（必着）
- 第2回募集
9月1日～9月14日（必着）

■学ぶ意欲が入学資格！学力試験はありません。

条件を満たせば学力試験はありません。卒業すれば学士を取得できます。大学院もあります。

テレビだけじゃない！スマホやパソコンでいつでも！

テレビの放送授業を自宅で学べるほか、学生はインターネットでいつでもどこでも授業を受けることができます。

とができます。また全国の学習センター・サテライトスペースでも視聴できます。

■1科目から学べます半年だけの在学もOK！

一流の講師による約300の科目があり、1科目から学ぶことができます。人気の心理学をはじめ社会から自然まで幅広い分野の授業があります。

■負担が少ない授業料が魅力です

授業料はテキスト費込みで1科目11,000円（放送授業）。入学料を含めリーズナブルな費用で学べます。また半年ごとに受講する科目の授業料だけを払う仕組みも魅力のひとつです。

◇資料請求・詳細は左記のホームページにてご確認ください。

<https://www.ouj.ac.jp>

■お問い合わせ

放送大学北海道学習センター（北海道大学構内）
TEL 011-736-6318

ペットの遺棄・虐待は犯罪です

犬や猫などのペットを遺棄する（捨てる）ことや、虐待することは、動物愛護管理法の規定により懲役または罰金を科せられる「犯罪」にあたります。犬・猫が捨てられているとき、暴力を振るわれたり、世話をされずに放置されているペットを見聞きしたときは、最寄りの警察署または各（総合）振興局環境生活課に通報してください。

また、やむを得ない事情でペットの飼育が困難になった場合は、知人・友人に新しい飼い主を紹介してもらったり、ポスターを掲示して飼い主を募集するなど、自ら新しい飼い主を探すことが飼い主の責務です。

■お問い合わせ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/doubutsu/siyou/douahou.pdf>

■お問い合わせ

○環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係
TEL 011-204-5205
○各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

児童手当について

●児童手当の概要

児童手当は、児童を養育する方への手当支給により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。

■支給対象となる児童

国内に居住している0歳～中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日）までの児童。

※海外留学している児童も対象となります。

■支給対象となる方

赤井川村に住民登録している方で、支給対象となる児童を養育している保護者です。

○父母が海外に住んでいる場合は、その父母が国内に住む児童の養育者を指定すれば（父母指定者）指定された方に手当が支給されます。

○父母が離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している父または母に支給されます。

○児童福祉施設入所または里親委託の児童へは、施設の設定者または里親に手当が支給されます。

○児童を養育する未成年後見人がある場合は、未成年後見人に手当が支給されます。

■支給額（児童1人につき）

区 分	所得制限限度額未満の方	所得制限限度額以上の方
3歳未満	月額 15,000円	月額 5,000円
3歳～ 小学校修了前	・第1子、第2子月額 10,000円 ・第3子以降 月額 15,000円 (ただし、第3子以降であっても、児童福祉施設入所または里親委託の子は月額 10,000円)	
中学生	月額 10,000円	

※児童数の数え方について
【18歳到達後、最初の3月31日までの間にあり、養育している児童】が対象となり、そのうち年長者から順に、第1子、第

2子と数えていきます。
(例) 18歳・16歳・10歳の子が3人いる場合
↓10歳の子を第3子と数え、月額15,000円となります。

■所得制限

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円

※受給者が施設設置者・未成年後見人または里親の場合、所得制限は適用されません。
(父母指定者の場合は、指定を受けている方(受給者)の所得が対象となります。)

■支給時期

令和3年度の支払いは次のとおりです。

支給予定日	支給対象月
6月7日(月)	2～5月分
10月7日(木)	6～9月分
2月7日(月)	10月～1月分

■6月の現況届について

現況届は、すべての児童手当受給者に毎年、提出していただきます。

この届は、6月1日現在における児童の養育状況や前年の所得状況等を確認し、手当の継続や所得制限の適用などの決定に必要な手続きです。

本年も提出が必要な方へはすでに書類をお送りしていますので、**6月30日**までに必要書類を提出してください。

現況届の提出がない場合6月分以降の手当が受けられませんが、忘れずに提出をお願いします。

■手続きが必要なとき

○転入、転出されるとき
○お子様が生まれたとき
○お子様を養育しなくなる

とき

○受給者の情報が変わったとき

○児童手当を寄附されるとき

児童手当を適正にお受け取りいただくには、これらの変更があつてから15日以内の手続きが必要です。(変更のあつた翌月から手当額が変わります。)

※公務員の方は勤務先への届出をお願いします。

■手続きに必要なもの

◇認定請求書

新たに児童手当を受ける方の届出です。

必要な書類は次のとおりとなります。

○所得審査の同意書(窓口にご用意しています)

○受給者の健康保険証の写し
※被保険者番号・記号は不要ですので塗りつぶす等でマスキングをお願いします。

○受給者名義の金融機関口座が確認できるもの(通帳等)

※出生、転入又は災害などやむを得ない理由から認定請求が出来なかった場合には、そのやむを得ない理由がやんだ後15日以内に認定請求を行うと、その事由のあつた日の属する翌月分から支給されます。

◇額改定請求書

2人目以降の児童の出生のとき、対象児童がいなくなったときの手続きです。

◇受給事由消滅届

転出されるときや、養育する児童がいなくなったときの届出です。

※転出の場合は、赤井川村での手続きののち転出日の翌日から15日以内に転出先の市町村への届出が必要です。遅れるとその月の児童手当の支払いが受けられません。

■お問い合わせ

保健福祉課保健福祉係
TEL 351-2050

早期天候情報について

2週間先までの気温の変化に備える

気象台では、6日先から2週間先までの期間で、かなり高い(もしくは低い)気温や、かなり多い降雪量が予想される場合に、「早期天候情報」を発表しています。これは、その時期としては10年に1度程度しか起きないような高温(もしくは低温)や大雪に対して、早めの対策をとれるよう注意を呼びかける情報です。これから夏本番を迎えま

すが、まだ暑さに慣れていない時期に急激に暑くなったり、暑い日が続く予想されたりした場合、気象台は「高温に関する早期天候情報」を発表します。暑くなることが事前にわかっていれば、イベントなどで飲料水を多く準備するなど、余裕をもって熱中症対策をとることができます。「早期天候情報」は、原則として毎週月曜日と木曜日に発表していますので、是非ご活用ください。



早期天候情報の活用イメージです。

◇早期天候情報は気象庁ホームページで確認できます。



■お問い合わせ

札幌管区気象台地球環境・海洋課
TEL 011-611-6174

介護保険制度について勉強してみませんか？

介護保険課では、住民の皆さまの様々な集まり(会合)に、介護保険制度の説明(知識の普及、村介護予防事業の利用促進を目的)のため担当職員を派遣します。

お気軽にお申し込みください。

■対象

赤井川村内で行われる会合

■講座の時間

介護保険制度の説明と意見交換を合わせ90分程度

■派遣曜日・時間帯

月・金(祝日及び年末・年始を除く)

午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

※相談に応じて上記以外の曜日、時間であっても検討し対応します。

■費用

無料(ただし、会場手配や会合に係る諸経費は申込者の負担です。)

※注意、収益事業として実施される会合、特定の政

治・宗教の表現を目的とする会合への派遣は行えません。

■申し込みから講座開催までの流れ

- ①希望日の3週間前までに介護保険課へ連絡ください。
- ②受付後、1週間以内に職員派遣の可否をお知らせします。
- ③開催日の3日前までに当日の概ねの参加人数を介護保険課へお知らせください。

※当日の資料や必要となる物品については介護保険課で準備します。

■お問い合わせ・お申込み

介護保険課介護保険係
TEL 351-2050
FAX 351-2051



用水路への転落事故防止について

5月から8月にかけては、農作業が本格化し、農業用水路の水量が増え、流れも速くなることから、水路への転落が死亡事故につながる心が配られます。

痛ましい事故を未然に防ぐため、家庭や地域において、子供や高齢者が危険な場所に近づかないように日ごろから注意を呼びかけていただくことが大切です。

特に、小さなお子さんは、保護者が目を離さないようにし、子供たちが水路のそばで遊んでいるところを見かけたときは、進んで声をかけてあげるようにしてください。

また、農業者の皆様にあつては、大雨などにより増水した用水路の見回りや点検を行う場合は、大変危険ですので、気象情報を確認したうえで慎重に行うなど、十分に注意してください。

■お問い合わせ

農政部農村振興局農業施設管理課土地改良団体係
TEL 011-204-5966

赤井川村スポーツ賞等表彰候補者選考基準

赤井川村では、スポーツで著しい成績を上げた人に対して、スポーツ賞等の表彰を行っています。

赤井川村表彰の選考は、表彰規則第2条の規定に基づき、左記のとおりとなります。

該当する場合は、報告期限までにご連絡ください。

■スポーツ賞・スポーツ奨励賞

対象となる競技日現在、村に住民登録を有する者とし、表彰日現在、在住の有無は問いません。

■スポーツ振興賞

村内に在住し貢献した者とし、表彰日現在、在住の有無は問いません。

■学生

村の出身で、生計を同じくする者が村内に在住している場合は在住者とみなします。

■報告期限

8月末日

■応募・お問い合わせ

教育委員会

TEL 3416211

区 分	スポーツ賞	スポーツ奨励賞
大会規模	全道規模以上の大会 (スポーツ賞の選考に際しては、大会内容等を十分考慮して審査するものとする)	後志管内規模以上の大会
成 績	6位以上(全国大会出場者は対象とする。但し、小学生は除く)	3位以上 (準ずる者もできる)
再受賞の除外	過去の受賞者を除く	スポーツ賞受賞者を除く 毎年対象とする
スポーツ種目	過去受賞者であっても種目が違う場合対象とする	同一種目でも対象とする
表 彰	盾、団体の場合メダル	盾、団体の場合メダル
団 体	メンバーが違う場合対象 村外者と組んだ場合対象	村外者と組んでも対象とする

プラスチックごみの削減にご協力を

プラスチックは、私たちの生活に幅広く利用され、なくてはならないものですが、一方で、ポイ捨てされたプラスチックごみが河川から海に流れ出ることにより、地球規模での環境への影響が懸念されています。

プラスチックごみ対策をより一層推進していくためには、使い切り(いわゆるワンウェイ)のプラスチック製品はできるだけ使用しないなどの取組を一人ひとり実践していただくことが大切です。道民の皆様方におかれましては、可能なところからご協力くださいますようお願いいたします。

■マイバッグ等の活用

マイバッグを持参してレジ袋を辞退したり、繰り返し使用できるマイボトルを活用するなどして、「使いきり」のプラスチック製品をできるだけ使わないようにしましょう。

■使用後の処分

「使いきり」のプラスチックを使用した場合は、ポイ捨てせず、ごみの分別

ルールに従い、正しく処分しましょう。

■地球にやさしい製品の選択

お買い物の際は、「使いきり」のプラスチック製品ではなく、再生プラスチックや紙、バイオプラスチック等の地球にやさしい製品を選びましょう。企業の活動においても、地球にやさしい製品を選ぶようにしましょう。

■清掃活動への参加

海や河川に流れ出るプラスチックごみを減らすため、地域の清掃活動に積極的に参加しましょう。

■お問い合わせ

環境生活部環境局循環型社会推進課
TEL 011-231-4111



◆令和2年度北後志衛生施設組合財政状況（下半期）

1 令和3年3月31日現在の執行状況

分担金及び負担金	164,510千円	議会費	383千円
	164,510千円 (100.0%)		230千円 (60.1%)
使用料及び手数料	8,188千円	総務費	42,022千円
	7,330千円 (89.5%)		39,213千円 (93.3%)
繰越金	13,354千円	衛生センター費	143,149千円
	13,353千円 (100.0%)		115,417千円 (80.6%)
諸収入	2千円	予備費	500千円
	21千円 (1,050.0%)		0千円 (0.0%)
歳入合計	186,054千円	歳出合計	186,054千円
	185,214千円 (99.5%)		154,860千円 (83.2%)

2 財産及び地方債並びに一時借入金

施設名		北後志衛生センター (し尿処理場)	旧北後志清掃センター (旧ごみ処理場)
区 域			
財 産	建 物	処理場・事務所 1,766㎡ 車 庫 44㎡	旧焼却場・旧事務所 1,894㎡
	土 地	19,053㎡	11,927㎡
地 方 債 (長期借入額)		な	し
基 金		な	し
一時借入額		な	し

3 負担金の状況

(1) 町村負担金

	町村負担額	負 担 率
余市町	75,590千円	45.95%
仁木町	39,553千円	24.04%
赤井川村	12,073千円	7.34%
古平町	18,278千円	11.11%
積丹町	19,016千円	11.56%
負担金計	164,510千円	100.00%

(2) 住民負担状況

※令和2年度組合経費の住民負担額は、
1人あたり6,057円となります。
この負担額は、左記のとおり町村負担
金として、各町村が負担しています。

成人風疹抗体検査を受けましょう

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の方は、風疹の定期予防接種の対象者として追加されました（平成31年2月予防接種法施行令改正）。

まずは、ご自身が風疹の抗体を持っているかどうかの検査が必要です。

令和4年2月28日までの間に限り対象者の方へは、無料で検査と予防接種が受けられるクーポン券を発行しており、全国の医療機関で受検いただけます。（職場の健診で受検可能かについては勤務先にご確認ください。）令和2年度に発行したクーポン券の有効期限は令和3年3月31日と記載していますが、有効期限が延長され令和4年2月28日まで使用可能です。

紛失された方は再発行が可能です。また、他市町村から転入された方はお持ちのクーポン券は使用できません。改めて発行しますので、下記までご連絡ください。

お問い合わせ：健康支援センター内 保健福祉課保健福祉係 TEL 35-2050

6月は「外国人労働者啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数ありますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

○就労が認められる在留資格であること

○雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと

○労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づく外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認ください。

また、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正な雇用するようお願いします。

税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。

2021年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

■受験資格

高卒見込みの者及び高卒後3年を経過していない者

■申込受付期間

○インターネット
6月21日(月)～6月30日(水)
申込専用アドレス
<http://www.junji-shiken.go.jp/juken.html>

○インターネット申込みができない場合

第1次試験地を管轄する人事院地方事務局にお問い合わせください。

※人事院北海道事務局
〒060-0004
札幌市中央区大通西12丁目

TEL 011-241-1248

■第1次試験【基礎能力試験、適性試験、作文試験】
9月5日(日)

■第1次試験合格者発表日
10月7日(木)

■第2次試験【人物試験、身体検査】
10月13日(水)～10月22日(金)

のうち指定する日

■最終合格者発表日

11月16日(火)

■お問い合わせ

○札幌国税局人事第2課採用担当
TEL 011-231-5011
内線2315
○最寄りの税務署(総務課)

自衛官募集

自衛官候補生陸・海・空(男子・女子)を募集します。

自衛隊札幌地方協力本部小樽事務所では、新型コロナウイルス感染症予防対策を万全にして説明会を随時行っております。

※自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に改正されました。

■お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

小樽市稲穂2-22-4

樽石ビル2F

TEL 0134-22-5521



■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
2021.4.16	0.054	くもり
4.20	0.054	晴れ
4.23	0.054	晴れ
4.27	0.051	晴れ
4.30	0.060	雨
5.4	0.054	晴れ
5.7	0.051	晴れ
5.11	0.054	くもり
5.14	0.054	晴れ

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

■測定方法

◇測定機器/モニタリングポスト(北海道設置)

◇測定場所/北後志消防組合赤井川支署

◇測定時間/10分間隔で常時測定

◇公表

広報/毎週火・金曜日の午前9時現在データ(前月14日までの結果)を掲載

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。

HP/北海道原子力環境センターHPで即時データが確認できます。

(<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>)

※HPで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

◇測定単位/ μGy (マイクログレイ)

6月の気象情報

天気は数日の周期で変わるでしょう。

◇気温ー高40%・平40%・低20%

◇降水量ー高30%・平40%・低30%

住民のまど

◇4月15日～5月14日届出
お誕生日おめでとう(出生)
お名前 月・日(両親) 区会
柳澤 茉依ちゃん 4・15 1町内
(柳澤 明さん・智衣さん)

お悔やみ申し上げます

お名前 前 年齢 区会
斗ヶ澤 サツキ 89歳 1町内

ご厚志ありがとうございます
○指定寄付金(高齢者福祉)
として 5万円

斗ヶ澤 瞳 様

村長のうごき

◇4月15日～5月14日◇

(4月)

15日◇入札/字赤井川

◇ANA札幌支店長来

庁懇談/字赤井川

17日◇神恵内村役場庁舎落

成式/神恵内村

19日◇財務局小樽出張所長

来庁懇談/字赤井川

◇除雪JV地域貢献表

彰/字赤井川

◇消防大会団結式/字

赤井川

20日◇仁木町長選挙出陣式

・結果報告会/仁木町

◇古平町長選挙結果報

告会/古平町

◇令和3年度北海道

路整備促進協会及び

北海道治水砂防海岸

事業促進同盟並びに

北海道防災協会の通

常総会/札幌市

21日◇区会長会議/字赤井川

◇北海道危機対策局長

来庁懇談/字赤井川

22日◇北海道町村会定期総

会/札幌市

23日◇日本で最も美しい村

連合北海道連携会議

/札幌市

24日◇共和町長選挙結果報

告会/共和町

27日◇入札/字赤井川

30日◇第2回赤井川村議会

臨時会/字赤井川

(5月)

8日◇村長杯パークゴルフ

大会/字都

10日◇北後志消防組合臨時

議会/余市町

◇後志総合開発期成会

/ニセコ町

11日◇赤井川村議会と住民

の意見交換会結果の

回答要請/字赤井川

◇新型コロナウイルス

感染症対策会議/字

赤井川

13日◇郵便局設立150年

記念切手の受領/字

赤井川

◇新型コロナウイルス

感染症対策会議/字

赤井川
14日◇後志町村会会合/ニ
セコ町

むらの日誌(4月)

1日◇辞令交付・訓示

2日◇転入教職員辞令交付式

◇校長・教頭合同会議

5日◇基幹水利施設管理事

業北海道多面的機能

支払業務事務検査

7日◇味覚まつり意見交換会

◇議会議員総会

9日◇公園管理業務入札

◇水道下水道検定

◇赤井川DMO打合せ

道の駅あかいがわ農

産物直売所協議会役

員会

12日◇学校経理事務担当者

会議

15日◇入札

19日◇校長会議

◇教頭会議

21日◇区会長会議

◇村営住宅選考委員会

23日◇赤井川村畑かん用水

施設維持管理組合理

事会

27日◇指名競争入札

◇農林業活性化推進協

議会事務局会議

◇議会運営委員会及び

議会活性化委員会

◇教育委員会議

◇第11回農業委員会総会

30日◇第2回赤井川村議会
臨時会

臨時会

人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	1,056	74	1,130	-20
男	525	46	571	-7
女	531	28	559	-13
世帯数	553	67	626	-13

※令和3年4月30日現在

今月の表紙

今月の表紙は、中学校の避難訓練からの1枚です。

防火衣を着て放水訓練をするという体験はなかなかできないのではないのでしょうか？

将来、この体験がきっかけで消防士を志す生徒が出てくるかもしれませんね。



赤井川村写真館～赤井川の四季～



ドラセナ（幸福の木）の花

撮影：有田 清一 場所：字赤井川 撮影日：2021年4月20日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■早いものでもう6月です。1年の半分が足早に通り過ぎていきました。どおりで日も長くなってのわけです…。

さて、今回の裏表紙は10年ぶりに咲いたドラセナ・マッサンゲアナの花です。「幸福の木」といえば馴染みがある方もいるかと思いますが、ハワイの代表樹で「家の前にドラセナを置くと良いことがある」という言い伝えから「幸福の木」と呼ばれるそうです。(K)

【発行情報】広報あかいがわ2021年6月号（No.703）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



やすらぎと感動の赤井川
人が集まる美しいカルデラの里



CARBON OFFSET



道産材使用



VEGETABLE OIL INK

広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。



the most beautiful
villages
in japan